

令和8年度

一戸町結婚新生活支援事業 新婚生活を支援します！

結婚を機に町内で新生活を始めようとする新婚世帯を対象に、新居の購入費、家賃、引越費用など**最大70万円**を支援します。申請を考えている方は、下記お問合せ先まで気軽にご相談ください。



ご結婚おめでとう
ございます♡

対象世帯

次の要件を全て満たす世帯が対象です。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 婚姻日において、夫婦ともに39歳以下の世帯
- ③ 夫婦の合計所得が500万円未満の世帯
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除します。
- ④ 申請日において一戸町内に住所を定めていること
- ⑤ 町税等の滞納がないこと
- ⑥ (公財) いきいき岩手支援財団が実施するライフプランセミナーを受講すること

対象経費

婚姻を機とした次のいずれかに該当する経費を対象とします。

ただし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用に限ります。

- 新居の購入費
- 住居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 住宅リフォーム費用
- 引越費用

補助金額

- 夫婦ともに29歳以下の場合は最大70万円
- 夫婦ともに39歳以下の場合は最大30万円

申請期限

- **令和9年3月31日まで。申請を希望する場合は事前にご連絡ください。**

※期限までに申請ができない方でも、翌年度に補助金の交付を受けられる場合があります。
詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先

一戸町 生涯学習・協働推進課 協働推進係
TEL: 0195-33-4861



一戸町 HP